

中国 / 香港銘柄の組入状況について

当レポートのポイント

- シュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド (以下「当ファンド」) では中国恒大集団 (Evergrande) の組み入れはありません。なお、中国の不動産銘柄の組み入れ比率は0.63%*です。
*2021年8月末時点
- 中国当局による規制強化が続く中国の不動産セクターに対し、当ポートフォリオでは弱気の見方を継続する方針です。

基準価額の推移

資産成長型

(2016年6月29日 (設定日前日) ~ 2021年9月21日)



予想分配金提示型

(2021年2月24日 (設定日前日) ~ 2021年9月21日)



中国恒大集団 (Evergrande) 及び中国の不動産銘柄の保有の状況

- 当ファンドにおいては、中国の不動産開発大手である中国恒大集団 (Evergrande) の保有はございません。また当ファンドにおいて、中国の不動産銘柄の組み入れ比率は、0.63%*です。

*2021年8月末時点

中国の不動産セクターに対する見通し、投資方針

- 今般の中国恒大集団 (以下、「同社」) に対する懸念を発端に、株式市場では、同社や他の財務状況が良好でない不動産ディベロッパーへの波及を懸念する声は依然として高く、不動産セクター全体に対する市場参加者の投資家心理は低迷しています。また、不動産ディベロッパーが債務を履行できないことへの懸念から、不動産のサプライチェーン上にある家電メーカーや家具メーカーなどに対し、堅調な企業ファンダメンタルズにも関わらず投資家心理が悪化する結果となっています。
- 当ファンドでは、中国当局による不動産セクターに対する規制が強化されていることから、不動産銘柄に対し総じて弱気の見方をしてきましたが、今後も当面弱気の見方を継続する方針です。保有をする場合でも、ティア1都市もしくはティア2都市にエクスポージャーを持つ経営が堅実な企業や、堅固なバランスシートを持つ企業に限るなど、選別的な保有を行う方針です。
- 今般の同社のデフォルト懸念の高まりに端を発し、アジアパシフィック地域は当面の間、変動性の高い市場展開が続くと考えられます。しかしながら、同時に長期的には高い成長余地を持つ地域であるとの考えに変わりはありません。引き続き、保有銘柄に関しては、企業利益の高い成長余地があると同時に、ESGの観点からも優れた経営を行っている企業を中核に据え、ポートフォリオ運営を行っていく方針です。

出所: シュローダー。 ※基準価額は設定日前日 = 10,000として指数化、信託報酬控除後の値です。

シュローダー・アジアパシフィック ESG フォーカス・ファンド (資産成長型) / (予想分配金提示型)

中国 / 香港銘柄の組入状況について

ファンドの主な投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

チャイナ・コネクト*1を通じて中国A株*2への投資を行う場合があります。チャイナ・コネクトの規則は変更される可能性があり、かかる変更が溯及的効力をもたらす場合があります。また、チャイナ・コネクトには取引額に制限があります。チャイナ・コネクトを通じた取引が停止された場合、ファンドによる中国A株への投資やチャイナ・コネクトを通じた中国本土市場へのアクセスに悪影響を及ぼします。このような場合には、ファンドの投資目的の達成が困難になる可能性があります。

*1 チャイナ・コネクトとは、中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的とした証券取引および決済接続制度であり、上海・香港ストック・コネクトおよび深セン・香港ストック・コネクトを指します。

*2 中国A株とは、中国本土の証券取引所に上場され、人民元で取引されている中国企業の株式をいいます。

流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[ファミリーファンド方式に関する留意事項]

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

リスクの管理体制

運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

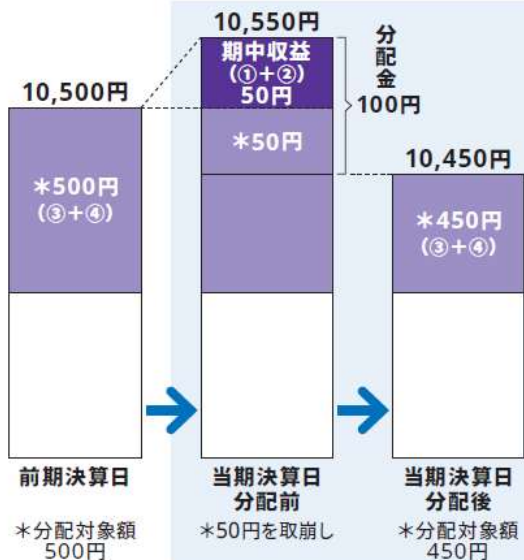
投資信託で分配金が支払われるイメージ



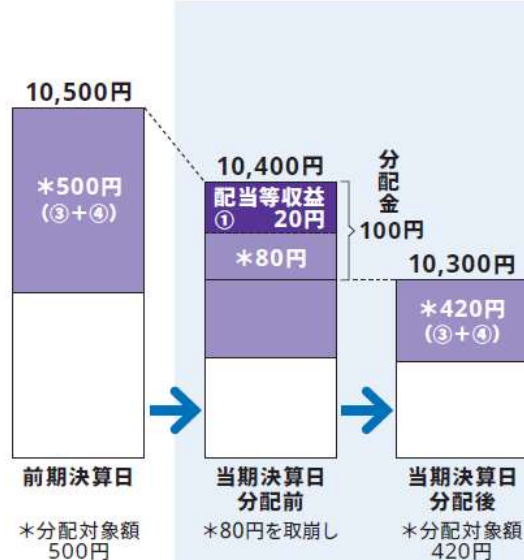
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

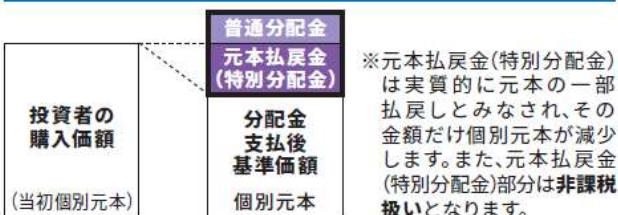


※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

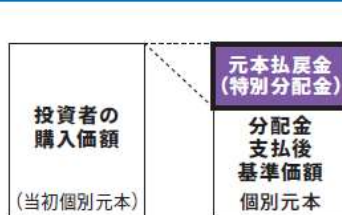
分配準備積立金: 期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。
収益調整金: 新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

中国 / 香港銘柄の組入状況について

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
購入・換金 申込不可日	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受けません。 ・国内の休業日・香港証券取引所の休業日・オーストラリア証券取引所の休業日 ・香港の銀行の休業日・オーストラリアの銀行の休業日
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
信託期間	資産成長型：2026年6月22日まで（2016年6月30日設定） 予想分配金提示型：2031年6月20日まで（2021年2月25日設定）
繰上償還	資産成長型、予想分配金提示型それぞれ受益権口数が30億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	資産成長型：原則、毎年6月20日（休業日の場合は翌営業日） 予想分配金提示型：原則、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	資産成長型：年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 予想分配金提示型：年12回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。なお、分配を行わない場合があります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	資産成長型、予想分配金提示型間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額、税金および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 ※スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.30%（税抜3.00%）を上限 として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に 0.2% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.837%（税抜1.67%） 。 運用管理費用（信託報酬）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、資産成長型は毎計算期間の最初の6カ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、予想分配金提示型は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
その他の費用・料 手	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.11%（税抜0.10%）を上限 とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、資産成長型は毎計算期間の最初の6カ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、予想分配金提示型は毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 組入る有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

ファンドの関係法人

委託会社：シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 [設定・運用等]

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 [信託財産の管理等]

販売会社：販売会社については、次ページご参照（五十音順）。[募集の取扱い等]

販売会社一覧

(2021年5月現在)

資産成長型	予想分配金提示型	金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
○		auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第61号	○		○	
○	○	S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第2251号	○	○	○	○
○	○	株式会社SB証券	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第44号	○		○	○
○		東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長 (金商) 第140号	○		○	○
○		西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長 (金商) 第75号	○			
○		フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第152号	○	○		
○		ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長 (金商) 第24号	○			
○		松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第164号	○		○	
○		マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	
○	○	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○

ファンドの特色

1. 日本を含むアジアパシフィック諸国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- 「シュローダー・アジアパシフィック (除く日本) 株式サステナブル投資マザーファンド」ならびに「シュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド」を通じて投資を行います。(以下、それぞれ「アジアマザー」、「日本マザー」、総称して、または各々を指して「マザーファンド」という場合があります。)
- 各マザーファンド受益証券への投資比率は、MSCI AC Asia Pacific Indexの構成国における日本を除くアジア パシフィック 諸国と日本との比率に準じた割合を目安とし、必要に応じてリバランスを行います。
- 実質的外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. 銘柄選定にあたってはESGの観点を加味します。

- 株式の銘柄選定にあたっては、シュローダー・グループ*のアナリストによる定性評価におけるESG (環境・社会・ガバナンス) の観点を加味し、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。

3. ESGの観点を組み入れた運用アプローチを有するシュローダー・グループ*が運用を担当します。

- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。
- アジアマザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント (香港) リミテッドに、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。また、日本マザーの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。

* シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。* 資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。本書において「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドが投資する最終的な投資対象資産 (株式等) をいいます。

お申込みに際してのご注意等

本資料は、シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社が設定した投資信託に関する商品説明資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。**お申し込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書 (交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。**

本資料に示されている運用実績、データ等は過去のものであり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。投資資産および投資によりもたらされる収益の価値は上方にも下方にも変動し、投資元本を毀損する場合があります。また外貨建て資産の場合は、為替レートの変動により投資価値が変動します。本資料は、作成時点においてシュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社 (以下「弊社」という場合があります。) が信頼できると判断した情報に基づいて作成されていますが、弊社はその内容の正確性あるいは完全性について、これを保証するものではありません。本資料中に記載されたシュローダーの見解は、策定時点で知らるる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。本資料中に個別銘柄についての言及がある場合は例示を目的とするものであり、当該個別銘柄等の購入、売却等いかなる投資推奨を目的とするものではありません。また当該銘柄の株価の上昇または下落等を示唆するものでもありません。本資料に記載された予測値は、様々な仮定を元にした統計モデルにより導出された結果です。予測値は将来の経済や市場の要因に関する高い不確実性により変動し、将来の投資成果に影響を与える可能性があります。これらの予測値は、本資料使用時点における情報提供を目的とするものです。今後、経済や市場の状況が変化するに伴い、予測値の前提となっている仮定が変わり、その結果予測値が大きく変動する場合があります。シュローダーは予測値、前提となる仮定、経済および市場状況の変化、予測モデルその他に関する変更や更新について情報提供を行う義務を有しません。本資料中に含まれる第三者機関提供のデータは、データ提供者の同意なく複製、抽出、あるいは使用することが禁じられている場合があります。第三者機関提供データはいかなる保証も提供いたしません。第三者提供データに関して、本資料の作成者あるいは提供者はいかなる責任を負うものではありません。シュローダー/Schrodersとは、シュローダーplcおよびシュローダー・グループに属する同子会社および関連会社等を意味します。本資料を弊社の許諾なく複製、転用、配布することを禁じます。